所定疾患施設療養費Ⅱ　　厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表

対象となる入所者の状態	当施設での主な治療内容
・肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)喀痰吸引などの診断結果をもとに適宜必要な治療を行う。
・尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
・帯状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布などの診断結果をもとに適宜必要な治療を行う。
・蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法などの診断結果をもとに適宜必要な治療を行う。

・上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定。

・1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

・診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。

・請求に際して算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

・医師が感染対策に関する研修を受講している。（所定疾患施設療養費Ⅱ）

2023年度　入所　所定疾患施設療養費Ⅱ　加算取得状況

算定該当月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所定疾患施設療養費Ⅱ	実人数	1	0	0	1	0	2	0	2	0	1	1	0	8
	延べ日数	6	0	6	6	0	10	0	19	0	5	5	0	57
肺炎	実人数	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	延べ日数	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	19
尿路感染	実人数	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	5
	延べ日数	6	0	6	0	0	10	0	0	0	5	5	0	32
帯状疱疹	実人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	延べ日数	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
蜂窩織炎	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0